

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和6年 6月25日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【福祉保健部】

- ①議案第47号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ②議案第48号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ③議案第49号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ④議案第50号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ⑤議案第51号 財産の無償譲渡について

(2) 報告事項【産業部】

- ①有害鳥獣対策について

3、陳情・要望等について

- (1) 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

4、その他

- (1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(7名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	新 田 和 明
委員	石 飛 慶 久	委員	山 本 優
委員	宍 戸 邦 夫	委員	金 行 哲 昭
委員	児 玉 史 則		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (9名)

市長職務代理者副市長	米村公男	福祉保健部長	井上和志
産業部長	森岡雅昭	社会福祉課長	岡野あかね
保険医療課長	北森智視	地域営農課長	稲田圭介
社会福祉課障害者福祉係長	井木みつ恵	保険医療課介護保険係長	大田文子
地域営農課農地利用係長	佐々木 覚 朗		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名 (3名)

事務局次長	藤井伸樹	主任主事	山口 渉
主 事	寶村 峻		

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 10時00分 開会

○山根委員長 ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより第13回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、6月10日の本会議において付託のあった5件の議案審査、1件の報告事項、1件の陳情・要望等の審査を行います。

議事に先立ち、市長職務代理者、米村副市長から挨拶を受けます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村副市長 おはようございます。本日は、先ほど委員長のほうからありましたとおり、5件の議案審査と1件の報告事項がございます。詳細は担当職員が説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山根委員長 それでは議事に入ります。これより福祉保健部に係る議案審査を行います。

議案第47号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件から、議案第50号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件までの4件を、一括して議題といたします。

執行部より説明を求めます。

北森保険医療課長。

○北森保険医療課長 それでは、議案第47号から議案第50号までを一括して御説明します。説明資料の1ページをお開きください。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準については、3年に一度、介護報酬の改定と合わせ改正が行われているところです。

今年度の報酬改定に合わせては、令和6年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、関係省令の改正が行われています。省令改正に準じて、市の条例で定めている基準について所要の改正を行います。

改正する条例及び対応する省令については、2の表のとおりです。

2ページをお願いします。

議案第47号は、指定地域密着型サービスの基準条例を改正するものです。

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスです。そのため、事業者指定を市が行い、原則利用者は安芸高田市の被保険者に限られています。

改正のポイントとしては、1点目は、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりです。

具体的には、(1) 介護人材が不足する中で事業所の管理者の兼務に

について明確化し、兼務できる事業所等の範囲やサービス類型などの基準を緩和しました。

また、(3) 居住系サービスについて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけます。

(4) ICT利活用など、生産性向上に先進的に取り組む特定施設については、人員配置基準を緩和します。

2点目は、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進です。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、(2) 身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定がなかった訪問系・通所系サービスについて、新たに当該規定を設けています。

また、医療と介護の双方のニーズを有する高齢者への的確な対応のため、(5) 高齢者施設等における緊急時の対応方法を施設・配置医師・協力病院の三者で協議して定めるとともに、1年に1回見直すことを義務づけています。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護については、サービス内容に看護サービスが含まれる旨を明確化しました。

そのほかとして、介護療養型医療施設についての文言の削除等を行っています。これは健康保険法等の一部を改正する法律によって同施設の廃止が決定され、この3月31日で存続が認められていた経過措置期限の到来により完全廃止されたことを受けての改正です。

4ページをお願いします。

議案第48号は、指定地域密着型介護予防サービスの基準条例を改正するものです。

指定地域密着型介護予防サービスは、要支援1、2の方が利用できるサービスで、先ほどの地域密着型介護サービスの予防版といったものです。

主な改正内容の(1)から(4)については、指定地域密着型サービスの改正内容と同様です。

5ページをお願いします。

議案第49号は、指定介護予防支援等の基準条例を改正するものです。

指定介護予防支援は、在宅の要支援1、2の方に介護予防サービス計画、いわゆるケアプランを作成し、計画に基づくサービスの調整等を行うものです。

これまでは地域包括支援センターの設置者のみが指定を受けて実施することができていましたが、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者も指定を受けることができるようになりました。それに伴い、従来の従業者の基準とは別に指定居宅介護支援事業者が指定を受けて実施する場合の基準を定め、関係条項の改正、追加を行っています。

見直しの背景として、地域包括支援センターが求められる機能を発揮するための業務の効率化、負担軽減の必要性が挙げられます。同様の観

点から、(3) テレビ電話等によるモニタリングについても一定の要件の下に認めることとしています。

6ページをお願いします。

議案第50号は、指定居宅介護支援等の基準条例を改正するものです。

指定居宅介護支援は、要介護1から5の在宅の方のケアマネジメントを行うものです。

(1) から (3) は、これまでのところで御説明した内容になります。

(4) は、介護報酬の減算対象となるケアマネジャー1人当たりの担当件数が35件以上から44件以上に、さらには I C T の利活用、事務職員の配置で49件以上に緩和されたため、基本報酬における取扱件数と融合性を図る内容に人員基準を見直しています。

(5) は、ケアマネジメントの公正中立を確保するための措置として、居宅介護サービスにおける各サービスの利用割合やサービスごとの同一事業者による提供割合を利用者へ説明することを義務づけていました。これを業務負担と効果の点から見直し、努力義務へと緩和しました。

7ページをお願いします。

4条例とも公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

なお、身体拘束等の適用化及び利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については、経過措置を設けています。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。本案4件を個別に質疑を行います。

まず、議案第47号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 議案第47号の関係になるかと思うのですが、指定介護サービス等の改正の理由のところ、事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令によってということでありますよね。在宅利用者に対してケアプランを基に作成して、いろいろなサービスの内容を種類によってやると理解しているのですが、例えば訪問介護と看護が2つありますよね、訪問には看護と介護というのがございますよね。あそこは利用者としては両方やれることができるのか、別なんですよ。病気のもの、病気になっちゃいけないのと、そこらの違いというのをまず聞いてみたいのですが、分かりますか。

○山根委員長 井上部長。

○井上福祉保健部長 ただいまの御質疑でございますが、訪問介護と訪問看護のことによろしいですかね。やっぱり医療的ケアが必要な方については訪問看護です。それで訪問介護につきましては、どうしても医療の行為が制限されておりますので、やはりできることの範囲が変わってきております。

以上です。

- 山根委員長 金行委員。
- 金行委員 看護と介護は業者が同時に許可を取るということはできるのですか。訪問するときに同じ人が要るので。
- 山根委員長 井上部長。
- 井上福祉保健部長 訪問介護と訪問看護につきましては、ケアマネジャーが必要性を認めれば同時に行うことは可能です。
- 以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 石飛委員。
- 石飛委員 国が示す基準の改正で、それを受け止めての条例改正ということで、改定の主な点では働き場の改革で、2点目が介護、要支援の深化ということで説明を受けたのですが、では逆に介護とか支援を受ける方に対してどのような改革というものが出てきたか、そういう点はどうでしょう。
- 山根委員長 北森課長。
- 北森保険医療課長 今回の改正については、大きくはやはりサービスの質、よりよいサービスを利用者の方へ提供するということが目的の改正となっております。そのために基準を緩和して、提供する側の運営が安定的にできるように、また介護人材等が不足することについての対応をするという内容と、もう一つは先ほどの身体拘束等の制限等もありますように、直接その利用者の方に対するサービスの中身に関わる改正という、どちらについても最終的な目的としましては、利用者の方に対するサービスの質の向上ということを目的としております。
- 以上です。
- 山根委員長 石飛委員。
- 石飛委員 人材によって、なかなかサービスが提供できなかったというものをフォローしていくというように解釈いたしました。
- サービス内容としては、それは変化はないんですよね。
- 山根委員長 北森課長。
- 北森保険医療課長 サービス内容自体が変わるというものではございません。
- 以上です。
- 山根委員長 石飛委員。
- 石飛委員 3ページに書いてある参考のところなのですが、訪問系とか通所系、多機能系、居住系、施設系という、そういったタイプに分けられている。その中で対話できているのが通所系の2事業、地域密着型通所介護、多機能系の小規模多機能型居宅介護3事業所、そして居住系では、認知症対応型共同生活介護4事業所、施設系では地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1事業所となっています。なしというところの累計といえますか、項目が5か所あります。このないところの対応というのは、どのようにされていますか。
- 山根委員長 北森課長。

- 北森保険医療課長 この事業所がないところにつきましては、必要とされる介護のニーズ、それを他のサービス等で補えるところは他のサービスで提供させていただく、そして例えば基本的にはこの地域密着型というのは市の中で提供されるものなのですけれども、近隣の市から提供することが可能なものについては、安芸高田市を越えて他の市のほうからサービス提供していただくというケースもございます。
- 以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第47号に対する質疑を終了いたします。
- 次に、議案第48号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する質疑はありませんか。
- 金行委員。
- 金行委員 説明書4ページの2番と3番がございますよね。令和7年3月31日までの努力義務と令和9年3月31日までの努力義務というところは、努力をしているか、しとらんかという経過措置を確認するというのですか、そういうことで理解していてもよろしいのでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 北森課長。
- 北森保険医療課長 この努力義務は、最終的には、これは義務づけになりますが、委員会の設置等については準備の期間がありますので、その間は努力義務というふうな経過措置を設けているところです。
- 以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第48号に対する質疑を終了いたします。
- 次に、議案第49号、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第49号に対する質疑を終了いたします。
- 次に、議案第50号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に対する質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第50号に対する質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第47号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件から議案第50号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件までの4件を、一括して起立により採決いたします。

本案4件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案4件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号の審査を終了いたします。

次に、議案第51号、財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

岡野社会福祉課長。

○岡野社会福祉課長 それでは説明します。議案書1ページです。

譲渡する財産は、土地及び建物です。譲渡の相手方は、現在、この物件において障害者の就労継続支援B型事業所を運営している社会福祉法人ひとは福祉会です。

説明資料の2ページを御覧ください。

当該土地建物は、位置図1にあるとおり、J R 吉田口駅から南へ160メートルの位置にあり、建物の一部は民有地に建っています。ここでは障害のある方が平均20名で、かりんとう、おかき、安芸高田のもち麦を使用したドーナツ、甲田町産二十世紀梨のゼリー、みそ、沙織織作品などを製造しています。

譲渡の理由は、活動に対する地域住民の理解があるこの場所において、引き続いて障害者の自立支援、社会参加を推進していくことを目的とするものです。

今年度末に当該物件に係るひとは福祉会と市との賃貸借契約並びに建屋が占有している民有地に係る市と土地所有者との賃貸借契約の期間が満了することに合わせ、ひとは福祉会と土地所有者とで来年度から直接に賃貸借契約を行う旨の合意が取れたことから、このたび譲渡を行うものです。

譲渡に際しては、今年度、第1回安芸高田市公有財産取得処分等委員会にて無償譲渡が適正である旨が認められました。譲渡の時期は2024年度末を考えております。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第51号、財産の無償譲渡についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第51号の審査を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより産業部に係る報告事項に入ります。

有害鳥獣対策についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長 失礼いたします。2月の所管事務調査において一部報告済みのところもありますので、そのほかの3月末の実績について報告させていただきます。

説明資料の1ページを御覧ください。2023年度の実績となります。

1、有害鳥獣による農作物の被害額ですが、昨年度と比較して約37%減の1,047万円となりました。これは豚熱の関係でイノシシによる被害が大幅に減少したことが推測されます。

2、捕獲実績ですが、鹿はこれまでで最多の3,791頭、イノシシは1,214頭となりました。鹿については、その下、(2) 県事業の実績も含んでいるためですが、イノシシについてはやはり豚熱の関係と思われます。

(2) 県事業を活用しての事業となります。美土里町の本郷でわなを活用した捕獲と、江の川の吉田町柳原と下小原の間の河川敷でのくくりわなを活用した捕獲を行いました。

(3) 鳥獣被害対策実施隊の活動実績となります。市民からの被害報告に対して緊急時の調査や、わな設置等の活動実績となります。

3、対策実績のうち、(1) 国庫補助事業については前回の内容と変わっておりません。

(2) イノシシ対策モデル事業については、前回報告した2頭の捕獲の後、再度現れた逃走した個体1頭をくくりわなで捕獲することができました。検証内容については前回と同様となっております。

(3) 市補助事業の①防護柵の設置補助金は、年々、要望数は減ってきておりますが、引き続き対応していくべきものと考えております。

②捕獲おりは、おりを購入して捕獲班員と協力して捕獲を行うもので、市としても普及を図っていきたいと考えております。

③、④については御確認ください。

(4) 連携事業としまして、①生活環境被害防止対策事業は、県費補助を活用して熊の誘引となる不要となった柿や栗などの伐採をするもので、50本を対象としました。

②については御確認ください。

4、ジビエ及びペットフード事業ですが、昨年度6月より近隣市町で豚熱の陽性反応のイノシシが見つかり、10キロメートル範囲での移動制限に本市の一部がかかったため、イノシシの搬入を取りやめたため、イノシシ部分の売上げは減額となりましたが、全体として1,260万円の売上となりました。

次に、4ページの2024年度の事業計画です。

(1) 国庫補助事業ですが、推進事業として箱わな8基の購入と、猿対策として捕獲した猿にGPSを取り付け、生態調査を行います。

また、ジビエ処理施設に持ち込んだ鹿を補助事業の対象として、鹿600頭を見込んでおり、市費の削減に努めてまいります。

整備事業として、ワイヤーメッシュ柵3地区と電気柵1地区を計画しております。

(2) 県の事業の活用をして、シカ特別対策事業として、向原、高宮でのわなを活用した捕獲を行います。

また、熊対策として、不要果樹の伐採として、上限2万円として100万円の補助を行うこととしております。

(3) 広島県が主体として行っている地域支援組織については、4月10日に立上式を行い、5市町において専従員を派遣して業務を行っております。この取組が県全体での取組になるよう要望していく予定です。

(4) 市補助事業については、例年どおりの事業を計画しております。

(5) ジビエ振興の食肉については、これまでどおり行っており、新たに行うペットフード事業については、市の遊休施設の活用を前提に施設の選定を行い、改修費用の算出、国庫補助事業の活用を検討し、2026年4月運用を目指しております。

5ページにジビエ事業の方向性を記述しておりますが、民間活力を活

用した産品開発としての位置づけも含め、検討を行います。

以上です。

○山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本委員 猿の捕獲の実績についてはどの程度あるのですか。

○山根委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 猿については、年間で1匹か2匹ぐらいが今の実績であります。

猿については特に安芸高田市はなかなか知見がないもので、猿の行動について一から勉強しながら猿対策を考えていきたいと思っています。

以上です。

○山根委員長 山本優委員。

○山本委員 上根地区は白木山系から今の国道を越えて右側の山、日南のほうまで猿が渡ってくるのですよね。野菜なんかも結構食べられて、もう作られないというような状態のところがあります。地元の人には猿対策をしっかりとやってほしいと言われるのですが、やっぱり群れで出ているので、そこらをしっかりと研究しながら早期に対策をできるような取組をしていただきたいと思いますので、それについて計画がありましたら言ってください。

○山根委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 猿につきましては、今、地獄おりといって猿が入ったらもう出れないようなおりを2基購入して対応しております。それも含めて、先ほど言われたように猿の生態的な分も含めて検討して、できるだけ対応をやっていくように考えていきます。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

山本優委員。

○山本委員 実績が1匹というのはなかなか納得がいけないのですが、猿だけでなく熊でもそうですが、民家の近くで出た場合、捕獲というか、銃を使えないというのですが、麻酔銃を使って捕まえるような方法は考えられないのですかね。麻酔銃もやっぱり民家の近くでは使えないというのがありますかね。

○山根委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 すみません、先ほどの猿の頭数について訂正をさせてください。私が思っていたのが銃によって捕獲したというのを昔の覚えで言ったのですが、2022年は12頭、2023年は3頭ということで、おりを使つての捕獲という形になっています。

それと熊等もなのですが、今、国のほうでも熊については指定管理鳥獣ということで捕獲による管理も視野に入れて検討している状況でございます。錯誤捕獲といってイノシシ等を捕まえるわなに入ったときに、それを放獣することができない場合は、一応殺処分をしている状況もあるのはあります。

それから今の麻酔銃というよりは、放獣できない場合は殺処分をさせていただいているというような状況です。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 今の猿のところなのですが、私の地元だと学校周辺に非常に出ておって、子どもらが山の近くのグラウンドで遊べないとか、あるいはプールが今年の夏は使えないというような状況になっているのですが、教育委員会とそういう情報共有というのはされているのでしょうか。

○山根委員長 よろしいですか。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 教育委員会とは情報共有はさせていただいております。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 特に今年なんかは、もうプールが使えない状況になっているんですね。吉田の温水プールのほうに泳ぎに行くというようなことになっておるのですけれども、実際に子どもたちに危害も与えるような、非常にちょっと怖い状況になっていまして、そういうところを考えますと、今からGPSをつけて群れを追うという段階よりも、安全を確保するためにやっぱりある程度の手を打っていく必要があるんじゃないかと思うんですが、今のところ、先ほどの御説明だと今から猿の動きを監視する、見つけるというのですかね、GPSをつけて。特になかなかこれという対策はないかもしれないですけれども、そこらの今の危険性も考えながら、特に教育関係のところというのは何らかの対応を考えていく、私もいい知恵が浮かびませんが、対応を何か考えていく必要があるんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○山根委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 分かりました。教育委員会と情報を密にして、猟友会のほうとも、部課間とも検討しながら対応を考えていきたいと思います。ありがとうございました。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 3ページのちょっと確認ですが、熊があちこちで出たということがございますが、柿と栗がということになっておりますが、梨というのはそれに入らないのか確認したいと思うのですが、梨の木は。

○山根委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 梨が不要果樹としてももう収穫も一切しないよということになれば対応、ただ本数が、多分果樹園をされておって切られるということなので、ちょっと予算的に対応できるかどうか分かりませんが、不要となった果樹が熊の誘引につながっているという部分で考えると対応は考えられるかもしれません。

以上です。

- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
山本優委員。
- 山本委員 確認したいのですが、漁業組合で鶺鴒の駆除をしたら5,500円とか7,500円の補助金が出るようになっていたと思うのですが、これは下がっていないですね。
- 山根委員長 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 先ほどの5,500円の金額……
- 山本委員 1羽につき漁協の補助金があったでしょう。県からのはあるけど、その補助金の額が下げられたということはないですね。
- 山根委員長 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 その分については県の漁協等が払っている分で、うちはあくまで漁協とは1,500円という形でやっておるという、支払うところが違う状況なんだと思います。
- 山根委員長 山本優委員。
- 山本委員 鶺鴒については1羽1,500円しか払っていないということですね。
- 山根委員長 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 うちのほうで払わせていただいているのは、それだけです。あとは、県と漁協とが対策事業としてやられている部分については、うちのほうでは頭数とか金額というのは把握できていません。
以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。
山本優委員。
- 山本委員 今、江の川にしても鶺鴒が物すごい来てからアユとか魚をみんな食べてしまうので、なかなか釣果が上がらなくなっております。そういう中で補助金は補助金でちゃんと出してもらわないといけないと思うし、今、鹿やイノシシについても、もっと捕獲頭数を増やそうと思ったら、やっぱり補助金を少しでも上げて、みんなに協力してもらうようにしなければ捕れないのではないかなと思うのですが、その辺について考えはありますか。
- 山根委員長 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 それについては、前回、所管事務調査のほうでも報告させていただきましたが、確かに金額を上げるというのも一つの方法なのかもしれませんが、猟師が一番困っているのは処分というのが困っておられるところなので、そのはけ口をどうやってつくっていくかが今の第一の課題として、うちのほうでは考えております。
以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、有害鳥獣対策についての報告を終了いたします。
ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
次に、陳情・要望等の審査に入ります。
年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の件を議題といたします。

この陳情は、令和6年3月12日の委員会の審査において継続審査となったものです。

要旨について、事務局より説明をいたさせます。

藤井事務局次長。

○藤井事務局次長 それでは、陳情要望等の説明をさせていただきます。

この件は、令和5年11月24日付で個人の方から提出され、同年11月28日付で受理したもので、令和6年3月12日の委員会で継続審査となっております。

要旨としましては、脱退一時金の運用において日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じている。生活保護予備軍を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題がある。72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握していない。厚生労働大臣が国会で答弁した今、調査及び改善の要望を地方から上げていただきたいことから、調査及び改善を求める意見書の採択について陳情されているものでございます。

引き続き、御協議をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 説明がされました。これについて意見等ある方は発言を願います。

児玉委員。

○児玉委員 この年金制度の是正という陳情ですが、私は採択すべきというところで意見を述べさせていただきます。

要旨にありましたように永住資格を持つ外国人であっても脱退の一時金の申請を妨げるようにはなっていないと。日本人は公的年金を脱退することができない、そこに不公平が生じると。あるいは無年金である外国人の増加は、ひいては生活保護の受給者の増加が懸念されるということで陳情されておるのですが、今般、技能実習制度が変わっておりまして、外国人材の新制度、育成就学の新設等を柱とする改正出入国管理法が6月14日の参議院本会議で可決しています。これは、これまでよりも、例えば車の運転とか鉄道とか林業とか、そういったところに外国人の方が就業できるというように、どんどんどんどん日本の人口減少の中で労働者を確保するという視点から、いろいろな見直しが技能実習制度に関しても変わってきていまして、今後も外国人が増加するだろうと。

そういった中で年金制度もそうですが、生活保護法との絡みも見てみ

ると、生活保護法というのは、これは最低限の生活を保障しておるのですが、日本人が対象だったわけですが、昭和29年の生活保護、外国人に対する通知を厚生労働省の局長が一通の通知で出しておるわけですが、これには当分の間、生活に困窮する外国人に対して一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行うことと、この通知が基になって外国人に対して生活保護のいわゆる受給が行えるということになっています。

今般、外国人がこれからどんどん技能実習で増えてくる。国の労働が成り立たないわけですから、そういったことが増えてくる。そういった中で外国人との不公平な制度がたくさんこれから出てきて、これもその一端だろうと思うのですが、そういったことをぜひ国のほうに問題提起する上で、私は採択すべきだと思います。

以上です。

○山根委員長 ほかに御意見はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 この陳情書の趣旨も大変意味深いところがあると思うのですが、脱退一時金を受け取ることの是正を求めるということになっています。年金の一時金を求めることの是正ということは年金を受け取ることがよくないというような書きぶりなのですが、逆に言えば、この制度は令和3年度に改正されて、また金額的な係数もちょっと高くなっていったという経緯があるらしいです。

グローバルの世の中において、諸外国から日本国内へ勤めにきて、年金の受給資格がなくなるだろうということで、それは申し訳ない。だったら一時金として掛けた分は返してあげましょうという、善意ある、本当に優しい国の施策だと思います。

こういった制度を、逆に言えば是正、見直しというよりは、そういった考え方をもっと世界中に広めていくというパターンのほうが、よりグローバルな平和な世界がつくられていくと考えたほうがいいのではないかと思います。

この一時金制度というのは、協定を結んでいる、今23か国のところでは年金の通算制度というものができるようになっています。そこでは一時金をもらわずに国へ戻って年金を継続していくというシステム、協定ができている。それ以外のところはやっぱり受け取って、たまたま、また日本へ帰ってきて生活保護になったという状況の方もいると思います。ちょっと話が混乱しますが、協定の在り方、社会保障という、それぞれの国がやらなくちゃいけないところを世界的に諸外国と協定を結んで、みんなの社会保障を充実していこうよという、その協定をもっと広めていくべきであると考えます。

3点目の生活保護の受給者がいるということなのですが、本当に悪意があって生活保護を受けている人が何人いるか、その実態把握というのが、正直なところ国のほうも確認できていないというのが実態だそう

です。ですから、その実態把握ができていないのに、生活保護受給件数が増えていくということが全て悪と言い切れるかどうか、まだ想定ですから、確かに生活保護を受けている件数が増えているのは間違いないんでしょうけど、国とかで実態とかというものをしっかりと本当に課題は何かというものを探するのが先であって、今、現状では脱退一時金という制度が悪いというよりは、生活保護を受けている外国人の方が増えているという状況、その辺の整理をまずすべきだと思います。

なので、この脱退一時金の是正をするということに対しては不採択と私は考えております。

以上です。

○山根委員長 ありがとうございます。
ほかに発言はありませんか。
 宍戸委員。

○宍戸委員 私は、この陳情については安芸高田市議会としては不採択を選びます。

外国人の権利というのは日本国憲法の中にないので、いろいろと苦勞もあると思いますが、やはり私は外国人の権利は保障すべきだと思います。それと年金制度と生活保護制度の違いがあるのですが、これは一緒に捉まえないほうがいいと思うのです。年金制度は年金制度、生活保護制度は生活保護制度として別に捉まえるということで、この陳情についてはごちゃ混ぜになったような状況ですので、私はあまり適切な陳情方法かなというように疑問を感じます。

よって、私は不採択すべきだろうと思います。外国人の権利を保障するという大きな観点から不採択。

以上です。

○山根委員長 ほかに御発言はありませんか。
 〔発言なし〕

○山根委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。
 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時55分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○山根委員長 起立少数と認めます。よって、本件は不採択と決しました。

以上で、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

閉会中の継続調査事項について、現在、本委員会では所管事務調査を行っておりませんので、閉会中の継続調査の申出は行わないことといたします。

その他、皆様から何かございませんか。

〔意見なし〕

○山根委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成については皆様から御意見等ありましたら発言を願います。

〔発言なし〕

○山根委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。
これをもって第13回産業厚生常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時57分 閉会